

# 墨田区消費者ニュース

## 出前講座をご利用ください

すみだ消費者センターでは、消費者被害の未然防止のために、出前講座を実施しています。悪質商法や契約のトラブルなど、消費生活に関することを専門の相談員がわかりやすくお話しします。

暮らしの中の疑問・質問にお答えします



クーリングオフはどうやればいいの？

キャッチセールス  
催眠(SF)商法  
アポイントメントセールス

架空請求  
振り込め詐欺  
ワンクリック詐欺

ライフプラン講座  
保険のみなおし  
葬儀について

点検商法  
悪質なリフォーム工事

利殖商法  
マルチ商法

湯処語り亭

**対象**：区内の学校の授業、町会や自治会の老人会・女性部、PTA、福祉関係者、その他自主的な学習グループなどで1講座10人以上の参加があること

**日時**：原則、月曜日から金曜日の午前9時00分から午後4時30分まで

**費用**：無料 **講義時間**：1回、1時間程度

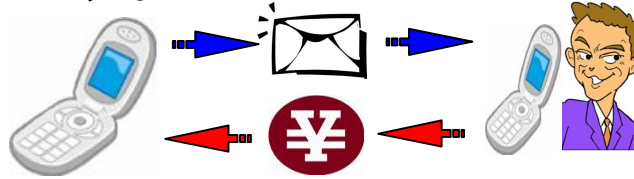
**会場**：主催団体でご用意ください。

20人以下の場合、すみだ消費者センター内の消費者団体活動室がお使いいただけます。（使用料は無料です。）

**申込み**：電話でご連絡ください。申請書を送りますので、必要事項を記入して開催日の1か月前までにFAXでお申込みください。

# 出会い系サイトに気をつけて！！

軽い気持ちで出会い系サイトを  
利用したら、高額な料金を支払う  
ことになってしまった・・・



## 相談事例

携帯電話で古いサイトに登録したら、色々なメールが届くようになった。その中の出会い系サイトに興味本意で登録し、無料の範囲でメール交換をしていた。話の途中でポイントがマイナスになってしまったので、クレジットカードでポイントを購入した。購入した料金は、相手に会ったときに貰うことになっていたのだが、会う約束がいつもキャンセルされるので不審に思った。自分は騙されたのではないか。インターネットには自分と同じような被害の書き込みがたくさん出ていた。カード会社から高額な請求書が届いたが、料金を支払わないといけないうか。

## アドバイス

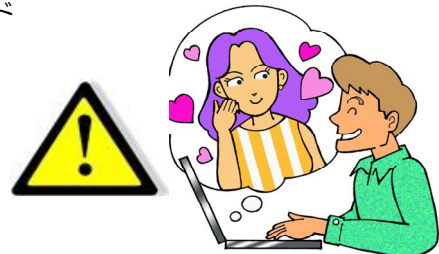
古いや懸賞などのサイトに登録したことがきっかけで、携帯電話に勧誘や迷惑メールが届くことがあります。また、出会い系サイトを利用すると、思わぬ高額料金が発生する場合があります。

メールの相手は「相談にのって欲しい」「お金をあげる」「困っているので助けて欲しい」などと、様々なことを言って気を引かせます。わざと話を長引かせてメール交換を重ねるうちに、購入したポイント料金が高額になってしまうのです。

請求に応じる必要があるかどうかは、相談内容によりケース・バイ・ケースですが、一度支払ってしまった料金の返金はなかなか難しいのが現状です。いずれにしても、返金の交渉をする場合は、メールのやり取りの経過などを書面にして、サイト業者やカード会社等に提出する必要があります。

相手の手口は巧妙で問題ですが、サイトの利用やメール交換をするかを決めるのは自分であり、あくまでも自己の責任となります。メールの相手は姿が見えないので、実際はどこの誰だかは分かりません。いくらでも成りすましができるのです。

このようなサイトは、安易に利用しないようにしましょう。



困った時は  
お早めにご相談を

# すみだ消費者センター相談室

まずは電話でご相談ください

相談専用

ダイヤル

# 5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日

(土曜日は電話相談のみ受付。日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地…墨田区押上2-12-7-215号室 セトル中之郷内

- 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上」駅A3出口徒歩3分
- 東武伊勢崎線「業平橋」駅徒歩7分
- 都営バス(墨38)「向島三丁目」バス停前

